

大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金変更決定通知書

		決定番号：	
フリガナ		生年 月日	昭和・平成・令和
1氏名			年 月 日生
2住所	(〒 -)		
3養成機関名			
4修業資格名			
5支給期間	年 月 ~ 年 月		
6支給月額	円		
7変更内容			
8変更理由			

上記のとおり変更決定したので通知します。

年 月 日

様

大 阪 市 長 印

(注意)

- 1 大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の2回目以降の支給を受けるためには、養成機関から発行される在学証明書又は出席証明書を提出する必要があります。当該証明書の提出がない場合、支給停止することがあります。
- 2 支給決定の内容に変更が生じたときは、届け出てください。
- 3 ひとり親でなくなった場合、本市に住所を有しなくなった場合、養成機関での修業をとりやめた場合等、受給資格がなくなったときは、14日以内に届け出てください。